

「建設業（建設現場）における 新型コロナウイルス感染症予防対策 ガイドライン」を改訂

日建連は、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」（国交省ガイドライン）が改訂されたことを受けて、「建設業（建設現場）における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」（日建連ガイドライン）を改訂した。

日建連ガイドラインは、国土交通省が本年五月十四日に策定した国交省ガイドライン及び厚生労働省通知「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（令和二年五月十四日基発〇五一四号第九号）を踏まえ、大手元請事業者の団体として、下請企業や技能者の生活を守りながら、建設現場を運営・管理していくことを目的に五月十八日に策

定した。

建設業は社会資本の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う命を果たしていく必要がある。そのため、今後、新型コロナウイルスが終息するまでの期間が長期に渡ることを考えると、一層感染予防のた

め、取り組みを進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められると国土交通省は指摘する。「三つの密」が生じ、クラスター感染発生のリスクの高い状況を回避するために、最大限の対策を講じるよう求めている。

日建連は国交省ガイドラインの

見直しを受け、現場管理で技能者に周知する事項を参考資料として追記している。朝礼や職長ミーティング、新規入場者教育、安全衛生大会など各種機会を捉えて感染防止対策の重要性を理解してもらい、日常生活を含む行動変容を促している。

厚生労働省が打ち出した、①室内ではこまめな換気②席や更衣室で人と適切な距離を取る③複数人での備品の共用はできる限り避ける④体調が悪い場合は軽めの症状でも休む・休ませる——の「職場における四つの対策ポイント」の周知を付け加えてもいる。

また、「職場における新型コロナウイルス感染症を防止するためのチェックリスト」を活用して職場に

おける感染拡大防止の基本的な対策の実施状況を確認するよう呼び掛けている。

なお、日建連は六月二十六日に、新型コロナウイルス感染症に対する国などの支援制度を「建設業における新型コロナウイルス感染症に係る事業者・技能労働者支援制度の手引き」として取りまとめている。本ガイドラインとあわせて活用し、効果的な新型コロナウイルス感染症対策を講じてもらいたい。

本ガイドラインは今後も、新型コロナウイルス感染症の動向や専門家の知見、政府の基本的対処方針の改訂、会員企業の現場からの意見、提案などを踏まえ、必要に応じて項目、内容等を見直すこととしている。

第二回快適職場認定 一六六作業所を認定

日建連労働委員会（今井雅則委員長「戸田建設(株)社長」）は、本年九月に第三回快適職場認定作業所を公表した。

「快適職場認定制度」は、次世代の担い手確保・育成に向けた建設作業所における総合的な職場環境改善の推進及び建設業のイメージアップを図ることを目的として、二〇一

七年度から日建連会員企業が元請の作業所を対象に実施している。

今回は、年二回の受付を通して三五六件の申請があり、労働委員会で、従来の「作業空間の安全性の確保（標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類の設置等）」や「技能者が利用可能な詰所内の設備（冷暖房設備付き



垂れ幕



「快適トイレ」の一例（提供：楳大林組）

の休憩室の設置、清潔性を維持するための設備の設置等」などの審査項目に加え、新たに「建設キャリアアップシステムの導入（現場IDの取得とカードリーダーの設置）」や「外国人技能者の就業に配慮した取組みの実施（多言語表記の安全看板や音声翻訳機の導入等）」を追加した全一七項目について審査を行った結果、二二二作業所を「快適職場（プラチナ）」、四四作業所を「快適職場」として認定した。（※）

「快適トイレ」仕様に適合）を満たす作業所が増加しており、これらの基準の定着が進んできている。また、審査項目の中では、「作業空間の安全性の確保（標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類の設置等）」や「作業中の視環境、空気環境、音環境の管理（照明設備の増設、防音パネル等の設置等）」については認定作業所のうち約八割が満点を取っており、技能者が作業する際の心身の負担軽減のための取組みも進捗している。認定作業所には認定証と垂れ幕が贈られ、各作業所に掲示されている。

第四回の募集は、審査項目を拡充した上で十月中旬に募集要項を日建連ホームページにおいて公表し、十一月から募集を開始する予定である。